

■景観計画重点区域：南湖公園周辺地区 景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物	高さ	<p>建築物の高さは、千世の堤から那須連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため以下のとおりとする。</p> <p>【南湖風致地区・風致隣接地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●8mを超えない高さとする。 <p>【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●10mを超えない高さとする。 	
	配置	道路からの位置	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前面道路から3m以上後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。
		敷地内配置	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、南湖周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ●千世の堤からの背後稜線景観を確保した位置とする。
	形態意匠	形態	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鏡の山・月待山、小鹿山等の丘陵地に配慮し、歴史遺産である南湖公園の景観に調和した形態とする。
		意匠	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●和風のデザインを尊重し、南湖公園と調和した歴史的なモチーフを活用する等、南湖公園の歴史的風致を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ●二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。 ●上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 <p>※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。</p>	
素材	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●反射性のある素材、材料を使用しない。 <p>※ただし、主要な視点場（千世の堤、共楽亭）から望見できない場合はこの限りではない。また、寺社仏閣に使用されるものについても同様とする。</p>		
工作物	高さ	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●8mを超えない高さとする。 <p>※ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。</p> <p>【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●10mを超えない高さとする。 <p>※ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。</p>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とする。 	
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。 	
共通	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ●自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、南湖風致の景観に調和した色彩とする。 	